

- 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第12号）の施行に伴い、令和7年6月に閣議決定された復興の基本方針の内容の反映を含め、東日本大震災復興特別区域制度の基本的な方針である「復興特別区域基本方針」を改定

＜復興特別区域基本方針の構成：東日本大震災復興特別区域法第3条＞

※税法成立・特区基本方針閣決後 公表資料

- ① 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ② 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ③ 復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ④ 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画
- ⑤ その他復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

など

＜＜主な改定事項①（令和8年度税制改正に伴う改定）＞＞

- 復興特区税制の廃止に係る記載の削除 等

＜＜主な改定事項②（「第2期復興・創生期間」以降における施策方針の反映）＞＞

- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の内容を反映
※令和8年度以降の復興庁の体制、金融の特例（利子補給金）の運用等に合わせた記載の整理

＜＜主な経緯＞＞

- ・令和7年6月20日：「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 閣議決定
- ・令和7年12月26日：「令和8年度税制改正の大綱」閣議決定
- ・令和8年3月31日：「所得税法等の一部を改正する法律」の成立
- ・令和8年4月3日：「復興特別区域基本方針」閣議決定